

# 技術者に関するデータベースについて

---

# 1. 建設業法における技術者制度の概要

- 建設業者は、営業所に専任技術者を置くとともに、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「主任技術者」を、また、下請契約の請負代金額の合計が一定以上の場合には、「監理技術者」を配置しなければならない。
- 必要な資格、実務経験等を有するこれらの技術者を工事現場等に置くこととともに、特に適正な施工が強く求められる公共性のある施設等にかかる一定規模以上の工事において、専任を求めることで、建設工事の適正な施工を確保し、発注者の保護を図っている。

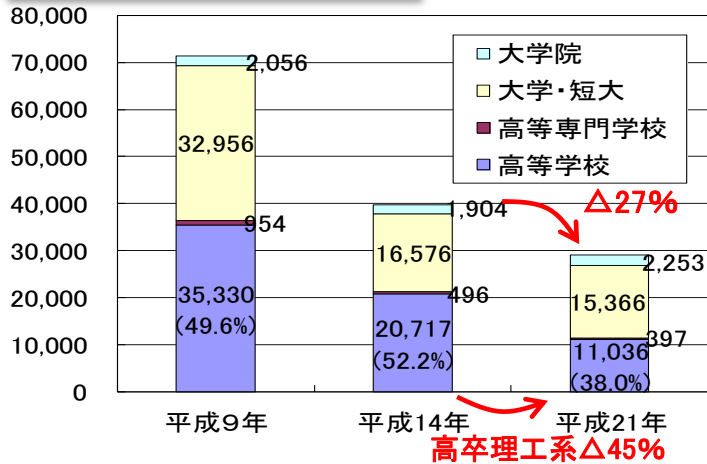
営業所の 専任技術者	特定・一般の別	特定建設業		一般建設業
	資格要件	一級国家資格者 実務経験者*		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場 の技術者 (監理技術者、 主任技術者)	工事現場に置くべき 技術者の種類	監理技術者 (元請工事における 下請金額3,000万円**以上)		主任技術者 (元請工事における 下請金額3,000万円**未満)
	資格要件	一級国家資格者 実務経験者*		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における 専任の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上で必要		
	専任の監理技術者 が備えるべき要件	監理技術者資格者証の交付 監理技術者講習の受講	—	

注) \* 指定建設業の場合は国土交通大臣特別認定者

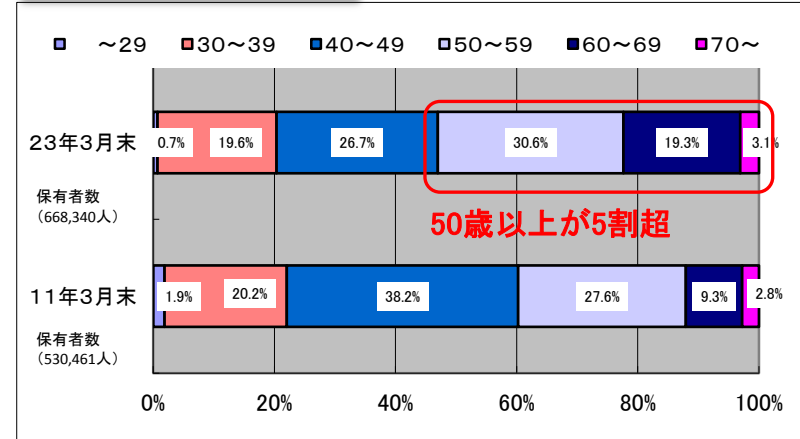
\*\* 建築一式工事の場合は4,500万円

- 建設業の新規入職者数は減少。担い手となる技術者の世代交代の中で、優秀な技術者の確保、育成は喫緊の課題。
- 技術者の適正配置が重要であるが、技術者にかかる監督処分が後を絶たない状況。
- 特に民間工事においては十分な確認が行われていない状況。適正な施工や安全、環境に支障のおそれ。

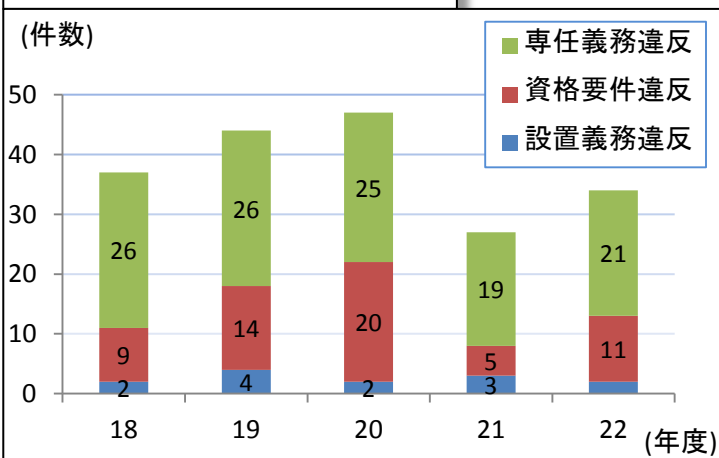
学歴別建設業新規入職者数



監理技術者の年齢構成



現場配置技術者の監督処分件数

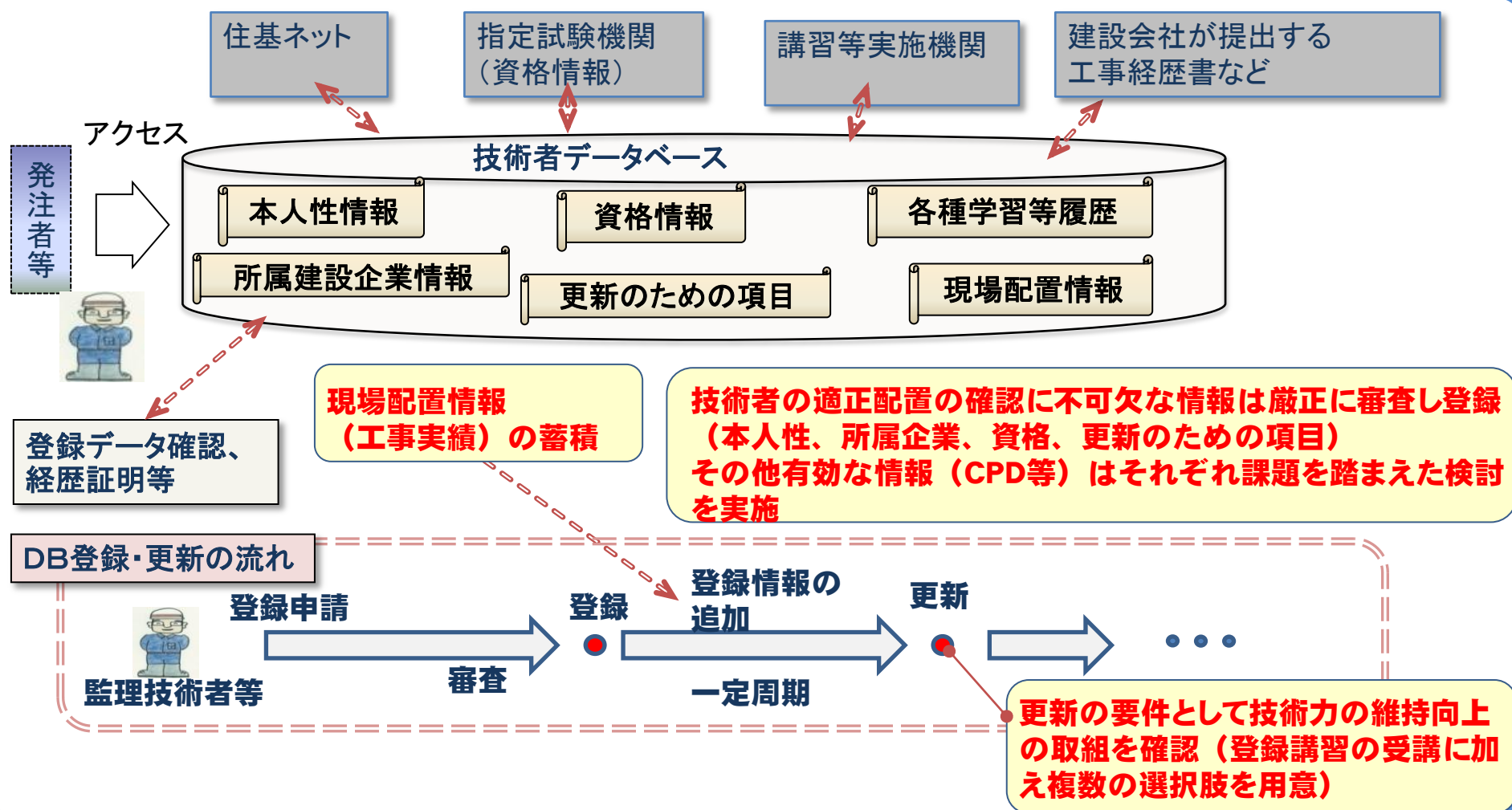


技術者等の情報の管理について

イギリス	データベース蓄積	約 160万人 (技能者等含む)
韓国	データベース蓄積	約 55万人
日本	監理技術者 資格者証保有者 ※ 技術者	約 67万人 ※約120万人(推計)

## 課題を踏まえた対応の方向性(1)

### 技術者に関するデータベースの整備

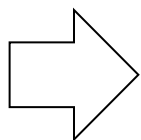
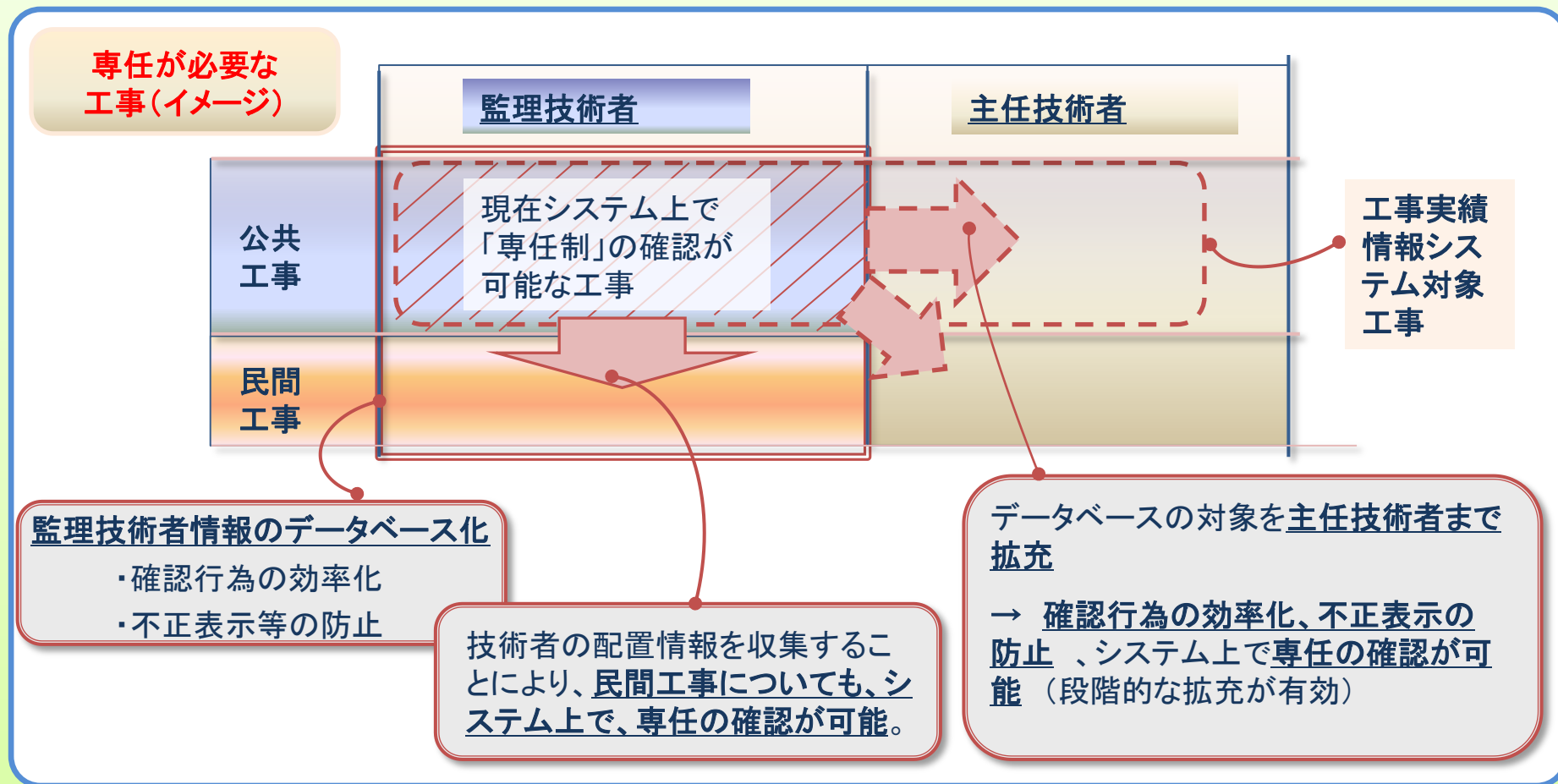


### 目指すべき姿

- 技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
- 優秀な技術者の確保・育成

## 課題を踏まえた対応の方向性(2)

### データベースによる技術者適正配置の推進



目指すべき姿

○ 適切な確認方法の導入による適正配置の確保  
(不良不適格業者の排除による健全な競争環境の実現)

	利用者	利用目的	利用の例
①	技術者本人	資格、雇用関係、実績等の表示・証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の資格、雇用関係、工事実績等の表示                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・データベースにアクセスして表示</li> <li>・必要に応じ、データベースの情報に関する証明書等により表示</li> </ul> </li> </ul>
②	発注者	技術者の資格・雇用関係等の確認 専任の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札(又は発注)にあたって参加企業の配置予定技術者の資格、雇用関係等を確認、評価</li> <li>○現場等で現場技術者の資格、雇用関係等を確認</li> <li>○現場配置情報(リアルタイム)による専任の確認</li> </ul>
③	許可行政庁	技術者の適正配置の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格、専任等で疑義があれば必要に応じ確認</li> </ul>

## データベース利用イメージ

### 登録の対象

監理技術者(15条要件)

主任技術者(7条要件)

### 技術者に関するデータベース

氏名、資格、雇用情報、対応する建設業種 【当初情報】

更新要件の情報 【更新情報】

現場配置情報(現場配置の都度) 【随時情報】

工事実績(蓄積情報) 【任意情報】

継続教育、表彰、民間資格(\*) 【任意情報】

(\*)具体的な登録の基準、方法を今後検討

○技術者本人、発注者、許可行政庁の利用を想定  
:閲覧(公開)等のあり方検討

### データベースの利用目的

適正な技術者の資格等の確認

専任の確認

配置予定技術者要件(実績)の確認(任意)

# 5-①. これまでのとりまとめと今後の検討事項

	検討項目	技術者制度検討会とりまとめ	小委員会 検討事項
①	適正な施工を確保するための登録する対象技術者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ まずは、一定規模以上の建設工事で、総合的な技術上の管理を行う「監理技術者」を対象として整備されるものである。</li> <li>➤ 不良不適格業者の排除等の観点から、例えば元請となる主任技術者、あるいは特定業種について先行するなど、段階的な拡充も有効と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録できる技術者の対象範囲（監理技術者となり得る者に加え、主任技術者となり得る者等まで拡大するか）</li> <li>○ 技術者選任と登録との関係（監理技術者は登録された技術者から選任しなければならない等）</li> </ul>
②	効果的な活用が可能となる資格等情報項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本人性、資格、所属企業、建設業の種類、更新要件等の情報が基本となる。</li> <li>➤ 継続教育の履歴、表彰実績、民間資格等も有効であるが、それぞれの課題を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各情報の対象範囲、収集方法、真正性確保の方策</li> </ul>
③	専任の確認のための現場配置情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 企業名、技術者の氏名、専任の有無、資格（現場に掲げる標識情報）に加え、工事名、工期、施工場所の住所をインターネット等を通してデータベースに入力する等合理的な手続きが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場配置情報を収集する技術者の範囲、登録主体（監理技術者、一定の主任技術者等）</li> <li>○ 現場配置情報の収集のしくみ</li> </ul>
④	技術者の地位向上、透明性確保のための技術者情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発注者への情報提供、技術者のステイタス向上等のため一定の公開が必要と考えられる。</li> <li>➤ 本人性、所属建設業者名、資格要件、更新要件等（本籍、住所を除く）は、資格者証の提示義務を考慮すれば公開して差し支えないと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者（技術者本人、発注者等）ごとの公開（閲覧）内容</li> <li>○ 将来の建設業のあり方も踏まえた情報公開のあり方</li> </ul>

	検討項目	技術者制度検討会とりまとめ	小委員会 検討事項
⑤	技術力の維持向上のための更新要件の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 更新に必要な要件を、資質・技術力の維持向上の観点からも設定すべきである。</li> <li>▶ 法制度、安全・環境等の施工管理(必修分野)に限定した最低限必要な学習すべき内容を明確化することが適当である。</li> <li>▶ 地域条件や企業規模等によらず、必修分野の学習を受けやすい環境を整備する工夫が必要である。</li> <li>▶ 複数の選択肢を設ける。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①他の技術検定種目等の国家資格の取得</li> <li>②更新検定の合格(例:技術検定の学科試験)</li> <li>③必修分野に関する継続教育(CPD)</li> <li>④必要最低限の知識を習得する学習機会</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必修分野に関する継続教育の取組の確認方法(例:CPDの認証制度等)</li> <li>○ 必要最低限の知識を習得する学習機会の提供のあり方</li> </ul>
⑥	データベースの管理運営のための費用負担の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 管理運営に係る費用は基本的には登録する技術者に求めることが適当であるが、手数料は少ない負担で適正に設定されるべきである。</li> <li>▶ 資格要件別(国家資格、実務経験)や更新等の事務量の実態に応じた合理的な設定がなされる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合理的な手数料設定のあり方</li> </ul>
⑦	公平性・透明性の確保のための技術者に対する罰則等のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資格等の虚偽表示、データベースへの虚偽登録等を行った者に対する罰則を設けるとともに、一定期間データベースへの登録を認めないなどの措置が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技術者の虚偽登録等の罰則</li> </ul>